

第8回 桜川市都市計画審議会 区域区分制度評価・検証委員会 議事録

開催日時 平成27年2月27日（金） 10時00分 から 11時00分 まで

開催場所 桜川市役所大和庁舎 2階 第5会議室

参集者 別紙「出席者名簿」のとおり

発言者	議事内容 (10時00分 開会)
事務局	それでは、定刻となりましたので、第8回 桜川市都市計画審議会 区域区分制度評価・検証委員会を開会させていただきます。 開会にあたりまして、委員長からごあいさつをお願いいたします。
委員長	－ あいさつ －
事務局	ありがとうございました。 次に、本日、オブザーバーとしてご出席くださいました、関係行政機関の皆様をご紹介いたします。 － オブザーバーの紹介 － 次に、早速、議題に入らせていただきたいと思います。 議事の進行につきましては、委員会運営要領第5条第2項の規定に基づき、委員長に座長をお願いしたいと思います。 委員長、よろしくお願いいたします。
委員長	はい。では、議事の進行を務めさせていただきます。 議題に入ります前に議事録署名人の指名をさせていただきます。 A委員とB委員の2名をお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。
A委員	はい。
B委員	はい。
委員長	よろしくお願いいたします。 それでは、これより議題に入ります。 今回の議題は、「区域区分制度評価・検証報告書（案）について」です。 これまで足掛け3年にわたって議論をしてきたこの会議も、いよいよ終わりが見えてきたのかな、と思います。 これまでの議論のなかで、桜川市に相応しい新たな土地利用計画制度として、A

委員長	案とB案という2つの基本方向が示されている訳ですが、前回の会議でも申し上げたとおり、本委員会では、これらの取捨選択はせずに、両論を併記して都市計画審議会への報告を行い、審議会場で検討を加えていただいた上で、最終的には、市の執行部において、責任ある判断をしていただければと考えております。したがいまして、今回提出された報告書の案も、そうした考え方を踏まえ、両論を併記する形で作成されていると伺っておりますので、あらかじめご了承くださいと思います。 では、議題第1号について、事務局から説明をお願いします。
事務局	－ 議題第1号「区域区分制度評価・検証報告書（案）」に基づき 説明 －
委員長	只今、事務局から説明がありました。 報告書の案の内容について、ご意見、ご質問等がありましたら、お願いします。よろしいでしょうか。 今回提出された報告書の案は、概要版ということで、要点を絞ったものですが、基本的にこれまでの議論を整理したものですから、趣旨はわかるかと思いますが、新制度の試案につきましても、前回の会議でかなり詳しい説明がありましたので、皆様、ご理解をなさっているのではないかな、と思います。 報告書の本編は、これまでの資料をすべて取り揃えた、より詳しいものになっているかと思いますが、それだと分量があまりに膨大になってしまいますので、検討の材料としては、これで十分かと思います。 私が見た限り、この概要版は良くまとまっていると思いますが、若干、推敲を加えるべき部分も見受けられます。それらの点については、私のほうから直接事務局に修正を指示したいと思います。 また、皆様におかれましても、この時間に限らず、後日お気付きの点等がありましたら、是非、事務局にご意見をおっしゃっていただければと思います。それは歓迎すべきことだと思います。 それでは、特段、ご意見、ご質問等がなければ、報告書の中身は、基本的にこの案のとおりとし、若干の推敲に関しては、私にご一任いただく、ということでしょうか。
会場	－ 『異議なし』の声－
委員長	ありがとうございます。 それでは、都市計画審議会には、基本的にこの内容で報告をさせていただきたいと思います。 今後は、冒頭申し上げたとおり、審議会での検討を経て、市が意思決定を行い、新制度の実現に向けて茨城県をはじめとする関係機関との協議を行っていく、と

委員長	いう流れになるかと思います。 A案に関しては、都市計画区域の再編と区域区分の廃止が必要となりますので、県の都市計画課さんと、B案に関しては、独自の開発許可行政を展開するための権限移譲が必要となりますので、県の建築指導課さんと、それぞれ協議が必要になるかと思います。 その意味では、いずれにしても、茨城県のご協力なくして、新制度は実現し得ないと言える訳ですが、今後、協議を進めていく上でのポイント等があれば、この際、ご助言を頂戴したいと思います。如何でしょうか。
県都市計画課	この報告書を、市の都市計画審議会に提出し、審議会での検討を経て、最終的には市が判断されることになるかと思います。 これまでの議論のなかで、私が感じたこととしては、魅力づくりが重要だということ、どのようなまちを創るのか、その方針が一番大切だと思います。 それを踏まえ、財政的な面など、桜川市のなかでも他の部局、色々な分野の方と調整した上で最終的な判断をしていただきたいと思います。 その上で、これから市とやりとりをさせていただく場合、県としては、市の判断に応じて、国とも情報交換をしながら、引き続き、協議をさせていただきたいと考えております。
県建築指導課	この会議で2通りの試案を提起し、都市計画審議会で選択する、ということかと思いますが、どちらの案も、桜川市をより良いまちにしてゆこう、というものであると、私としては理解しております。 その手法のひとつとして、開発許可の権限移譲もあり得るかとは思いますが、県としては、法令上の趣旨との整合を図る必要もありますので、これまでの議論を参考としながら、慎重に協議をさせていただきたいと考えております。
委員長	ありがとうございました。 昭和43年に現行の都市計画法が制定されてから、間もなく50年が経過しようとしています。この半世紀の間、都市を取り巻く社会情勢は目紛しく変化し、都市を巡る課題は絶えず変遷を重ねてきました。そして、これらに対応するために、都市計画法は、幾度もの改正を経験してきました。 都市計画制度が大きく転換していくなかで、都市計画の中心的主体たる責務を帯びた市町村が、都市計画制度見直しの議論に挑むことは、至極真つ当であり、大いに望ましいことであると思います。 また、本委員会の議論が、単に国の指針で示された指標の収集・解析を行うにとどまらず、市の目指すべき将来都市像を設定し、その実現のために現行制度にどのような課題があるのかを検証し、現行制度の運用改善案をも積極的に評価しながら、最終的に、桜川市において真に望ましい都市計画制度を立案する、という

委員長

プロセスで進められ、その成果として、A案及びB案の2つの基本方向を提示するに至ったことは、県の方々が一番良くご理解されていることと思います。

まだまだ、事務的にも実務的にも詰めていかなければならないところが多いとは思いますが、この新しい取組に対して、是非、前向きにご支援をいただきたいと思っています。

また、国としても、地方創生の流れのなかで、地方の先進的な取組に対して、是非、積極的に応援をしていただければと思います。

少し整理します。

A案を実現する上での一番のハードルは、何と言っても線引きの廃止と都市計画区域の再編だと思います。また、B案を実現する上での一番のハードルは、開発許可制度について、桜川市の目指す方向性と法令の趣旨との間で、如何に整合を図っていくか、ということだと思います。

以前、事務局が確認した限りでは、開発許可制度に関しB案のような運用を行っている事例は、全国的に存在しないということでした。一方、線引きを廃止した事例は、本委員会でもいくつか紹介されていますが、このなかには、都市計画区域の再編を絡めた事例もあるかと思っています。

このことについて、A委員が、全国の都市計画制度に詳しいので、是非、お話を聞かせいただきたいと思っています。

A委員

委員長のおっしゃるとおり、報告書の線引き廃止事例のなかには都市計画区域の再編が絡んだ事例がいくつかありますが、私が一番良く知っているのは■■■県■■■市です。私自身が■■■県庁で建築課長として開発許可に携わっていました。私が県庁に在籍した当時は、平成の初頭、まだ高度経済成長期のなごりがある時代で、■■■市は、隣接する■■■市と一体の都市計画区域として線引きがなされていました。新産業都市、茨城県で言えば、鹿島臨海地区のようなもので、行政界がわからないくらい一体的に港湾や道路を建設してまちを発展させてきましたが、平成16年、人口減少や産業の衰退を背景として、■■■市は線引きを廃止し、■■■市と袂を別つことになりました。

桜川市は、筑西市及び結城市と一体の区域として、下館・結城都市計画区域の指定を受けています。それが、昭和49年、今から41年前です。

そして、線引きがなされたのが昭和52年、今から38年前です。

約40年前の決断を今、変えることができないかと考えています。

■■■県の時もそうでした。あるテレビドラマの台詞で、天の時、地の利、人の和、という台詞があります。直江兼続が織田信長に言い放つ言葉ですが、この3つが揃わないと制度は変えられません。

天の時とは、つまり、タイミング。線引きがなされた当時、桜川市は存在せず、主体的に判断することができませんでした。今は違います。市としての発意によって地域の判断を示すことができる。

A 委 員	地の利とは、つまり、魅力あるまちの将来像。それを描くことができそうだと いうことです。ただ、地の利を活かすためには、その手段を考える必要があります。 桜川市の目指すべき将来都市像を実現するための手段をこれから創っていか なければなりません。 人の和は、これが一番難しいと思いますが、人の和とは、第一に桜川市民の合意 形成。さらに、条例の制定。これによって議会と執行部にも責任が生じます。 また、周辺自治体との調整も重要です。人は、行政区域を越えて行動しますから 隣接する筑西市、笠間市、つくば市等との調整が必要となります。 そして、最も難しいのが、将来の市民、将来の日本との調整です。道路、下水道 等はどうするのか。地方交付税で賄うということは、将来の市民から借金をして いるということです。借金はいずれ返さなければなりません。 天の時、地の利、人の和、これらを意識して進めていくべきだと思います。
委 員 長	ありがとうございました。 都市計画区域を再編して線引きを廃止した事例も全国にはあるようですので、も し、A案が採択された場合には、そうした事例を参考としながら、是非、桜川市 の特性を活かした新しい制度づくりに取り組んでいただきたいと思います。 その際は、県の方々も、色々な形でサポートしてくださると思います。 是非、人の和を上手に培ってゆければと思います。 それでは、報告書については、基本的な方向性としては、この案の内容で決定し、 審議会への報告を行いたいと思います。 皆様、よろしいでしょうか。
会 場	－『異議なし』の声－
委 員 長	ありがとうございます。 では、異議がないようですので、議題第1号については、これで終了とさせてい ただきたいと思います。 次に、「その他」ですが、事務局から何かありますか。
事 務 局	はい。事務局からは特にございません。
委 員 長	委員、或いはオブザーバーの皆様からは、何かございますか。 よろしいですか。 それでは、桜川市都市計画審議会 区域区分制度評価・検証委員会 運営要領 第 10条の規定に基づき、本委員会は、自らその設置の目的を達成したと認め、以 上をもって解散します。 3年間、皆様にご協力をいただき、新制度の基本方向をとりまとめ、都市計画審

委員長 事務局 事務局一同	議会へ報告するまでに至ることができました。 皆様、永い間、最後まで本当にありがとうございました。 皆様、3年間の永きに渡り、慎重かつ活発なご議論を賜り、誠にありがとうございました。 事務局を代表して深く感謝申し上げます。 それでは、以上をもちまして、第8回 桜川市都市計画審議会 区域区分制度評価・検証委員会を閉会いたします。 この3年間、本当にありがとうございました。 ありがとうございました。
	(1 1 時 0 0 分 閉会)

平成 2 7 年 3 月 3 1 日

議事録署名人 ■ ■ ■ ■ 印

議事録署名人 ■ ■ ■ 印

第8回 桜川市都市計画審議会 区域区分制度評価・検証委員会 出席者名簿

H27.2.27. 開催

参 集 範 囲	参 集 者 氏 名	
桜川市都市計画審議会 区域区分制度評価・検証委員会 委 員 【 出 席 】	委 員 長 副委員長 副委員長 委 員 委 員 委 員 委 員 委 員 委 員	大村 謙二郎 … 筑波大学名誉教授 ほか 飯 田 直 彦 … 筑波大学客員教授 ほか 鈴 木 孝 和 … 建築士 武 村 実 … 建築士 永 井 義 久 … 不動産鑑定士 石 島 隆 … 建築士 師岡 佳代子 … 宅地建物取引主任 鈴 木 裕 一 … 市議会議員 佐藤 美代子 … 住民代表
オブザーバーとして 出席した者の職氏名	国土交通省 関東地方整備局 建政部 計画管理課 建設専門官 茨城県 土木部 都市局 都市計画課 技術総括 茨城県 土木部 都市局 建築指導課 技術総括 結城市 都市建設部 都市計画課長	瀧ヶ崎 由一 仙 波 義 正 山 田 政 樹 野 寺 一 徳
オブザーバーの随員 として出席した者の 職 氏 名	国土交通省関東地方整備局建政部計画管理課計画・景観係長 茨城県 土木部 都市局 都市計画課 課長補佐 茨城県 土木部 都市局 都市計画課 係長 茨城県 土木部 都市局 建築指導課 課長補佐	高 橋 直 也 梅 澤 信 行 針 谷 直 之 山 田 陽 一
事務局等として職務 のために出席した者 の 職 氏 名	桜川市 副市長 桜川市 建設部長 桜川市 建設部次長 兼 都市整備課長 桜川市 建設部 都市整備課 都市政策グループ長 桜川市 市長公室 産業立地推進課 産業立地推進監 桜川市 建設部 都市整備課 都市政策グループ主任 桜川市 建設部 都市整備課 都市政策グループ主事 桜川市 建設部 都市整備課 都市政策グループ主事	井 上 高 雄 大和田 憲一 高 松 弘 行 白 田 伸 一 軽 部 徹 関 本 崇 志 山 崎 和 典 山川 さつき
その他職務のために 出席した者の職氏名	株式会社AN計画工房 代表取締役	西 垣 聡 之